

使用者の住所を証する書面の有効期間を延長します

～令和6年能登半島地震による影響をうけて～

新規検査及び自動車検査証記入申請等に添付が求められている使用者の住所を証する書面（住民票や印鑑（登録）証明書又は登記事項証明書等）については、下記場合において、住所を証する書面の有効期間（3ヶ月）が満了してもなお有効なものとして取り扱う措置を実施いたします。

<措置内容>

使用者の住所を証する書面

・住民票
・印鑑（登録）証明書
・登記事項証明書等 であって、
令和6年1月4日～令和6年6月29日までに
発行後3ヶ月の期間が満了するもの



令和6年6月30日

まで有効

対象

- ・新潟主管事務所、長岡支所、富山事務所、石川事務所、福井事務所に申請される場合
- ・上記5事務所の管轄区域内に住所を有する自動車の使用者が5事務所以外に申請される場合

※ 登録自動車についても、自動車登録申請書の添付書類に関して、同様の取扱いが実施されます。詳しくは、国土交通省各運輸支局又は自動車検査登録事務所へお問い合わせください。